

<緊急アラート！>

アメリカ本土、ハワイなどで薬剤の持込に関し、日本人のトラブルが多発しています。睡眠薬（米国では、麻薬取締法に含まれる）の不法所持で、入国に際し逮捕された医師の例があります。

また抗うつ薬を、多量に日本の主治医から家族が受け取り、郵便で米国にいる本人に送り逮捕留置され、現在裁判中の日本人駐在員もいます。

各旅行会社の団体ツアーでも、自分の持参している薬剤の適切な英文証明書を持参していないため、入国時に別室に連れて行かれ数時間尋問を受けているケースが多発しています。

これは、2001 年 9 月 11 日のテロ事件以降、爆発物や炭素菌のチェックのため空港でのチェックや郵便物のチェックを強化しているため、違法持込み発見の頻度が高くなっているもので、法律が改正強化されたわけではありません。

次のポイントは重要です。

米国に薬剤を持ち込む際のルール

- ① 薬剤や類似物は、適切な表示が必要です。
- ② 滞在に必要な量と予備だけを持参してください。
- ③ 使用法などの指示を明記した主治医からの英文証明書が必要です。
- ④ 必ず税関で申告してください。
- ⑤ 連絡のとれる主治医の電話番号も明記してください。

-Los Angeles U.S. Custom Office よりの送付資料による-

この英文証明書はかかりつけの医師に相談してください。

かかりつけの医師に書いてもらえない場合は、薬剤手帳の内容をもとに近くの旅行医学認定医 (http://www.jstm.gr.jp/nintei_list.pdf) リストの医師や、海外に持参する医療文書を専門とする会社 (<http://www.obm-med.co.jp>) に依頼をすることができます。費用は ¥6,000～¥8,000 が一般的なようです。

参考文献

- 「実例による医療診断書・医療書類の書き方」篠塚 規 著,メジカルビュー社 (p.37-41 参照)
- 「ミッドナイトエクスプレス ―薬剤証明書の旅行医学―」 (Mebio 4月号 p146-151 , 2001 vol.18 No.4 メジカルビュー社) (<http://www.jstm.gr.jp/mebio06.pdf> 参照)

次の薬剤が米国の麻薬取締法の薬剤リストです。

第1群

米国においては、医療上の使用を認めていない薬剤（乱用性が高い）

（例）ヘロイン、マリファナ、LSD、ペヨーテ、メスカリン、プシロシビン、メタクワロン

第2群

乱用性が高い薬剤（重度の依存性がある）

（例）アヘン(オピウム)、モルヒネ、コデイン、フェンタニール、ヒドロモルホン、メタドン、メペリジン、オキシコドン、オキシモルホン、コカイン、アンフェタミン、メタンフェタミン、フェンメトラジン、メチルフェニデート、フェンシクリジン、アモバルビタール、ペントバルビタール、セコバルビタール

第3群

乱用性は比較的低い薬剤（依存性は中程度）

（例）バルビツレート、グルテチミド、メチプリロン、ナロルフィン、ベンズフェタミン、クロルフェンテルミン、フェンジメトラジン、アヘン安息香チンキ、アモバルビタール、セコバルビタール、ペントバルビタールを含む座薬タイプ

第4群

乱用性が低い薬剤

（例）バルビタール、フェノバルビタール、メフォバルビタール、抱水クロラル、エトクロルピノール、エチナメート、メプロバメート、パラアルデヒド、メトヘキシタール、フェンフルラミン、ジエチルプロピオン、フェンテルミン、クロルジアゼボキシド、ジアゼパム、オキサゼパム、クロラゼパート、フルラゼパム、クロナゼパム、ブラゼパム、ロラゼパム、アルブラゾラム、ハラゼパム、テマゼパム、トリアゾラム、メブタノート、デキストロプロボキシフェン、ベンタゾシン

第5群

乱用性はほとんどないが、少量の麻薬を含む薬剤

通常鎮咳または下痢止めを目的とした薬剤